

北海道地区大学図書館協議会規約

昭和26年12月13日制定
昭和30年10月1日改正
昭和36年9月1日改正
昭和39年8月17日改正
昭和42年10月2日改正
昭和47年10月12日改正
昭和52年10月14日改正
昭和54年9月29日改正
昭和60年8月23日改正
平成10年8月27日改正
平成27年8月21日改正

第1条 本会は、北海道地区大学図書館協議会と称する。

第2条 本会は、北海道における大学の図書館をもって組織する。

第3条 本会は、大学図書館の共通問題について研究調査し、その実施及び促進をはかることを目的とする。

2 本会は、各種図書館の関係団体と相互の連絡発展のために力をつくすものとする。

第4条 本会は、前条の目的を達するために必要な事業を行う。

第5条 事業運営については、別に定める運営細則による。

第6条 本会に学校種別による部会をおくことができる。

第7条 本会に常任幹事館、幹事館若干、監査館2及び事業委員館若干をおく。

2 常任幹事館は会務を処理し、幹事館は常任幹事館を補佐し、監査館は会計事務を監査し、事業委員館は別に定める事業を推進する。

3 常任幹事館、幹事館、監査館及び事業委員館は総会において互選し、各々の任期は二か年とし、再任を妨げない。ただし、補充により就任した役員館は、前任館の残任期間とする。

4 前項に定める他、本会次期総会当番館及び次期研究集会当番館を幹事館とする。ただし、任期は総会開催日までとする。

5 前項に定める幹事館が、第3項において既に幹事館となっている場合は、前項ただし書きに定める任期は適用しないものとする。

6 役員館は任期満了後であっても後任が決定するまでは、その職務を行わなければならない。

第8条 本会の事務所は、常任幹事館内におく。

第9条 常任幹事館及び幹事館は、幹事館会議を組織し、協議会の運営に当たる。

2 幹事館会議は、常任幹事館が招集し、その議長となる。

3 幹事館会議の議決は、出席館の過半数の賛成がなければならない。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第10条 本会は、毎年1回総会を開催する。ただし、必要に応じ臨時に総会を開くことができる。

第11条 総会における評決権は、一大学一票とし、議決は出席館過半数の賛成を要する。

第12条 第2条に定める大学図書館は、総会の承認をうけて本協議会に入会することができる。

第13条 本会の運営に要する経費は、次の収入金による。

(1) 会費

(2) 寄附金その他の収入

第14条 本会の会計年度は、8月1日から翌年7月31日までとする。

第15条 本規約は、総会の議決によらなければ変更することができない。

附 則

本規約は、昭和60年8月23日から施行する。

附 則

本規約は、平成10年8月27日から施行する。

附 則

本規約は、平成27年8月21日から施行する。